

第4章 全体目標と重点推進項目

1. 全体目標

地域を基盤とした福祉のまちづくり

住み慣れた地域で誰もが自分らしく、安心して生活できるよう、そこに暮らす市民・町内会・民生委員児童委員・ボランティア・福祉関係機関や団体などが協働し、地域一体となったまちづくりを目指します。

2. 重点推進項目

重点推進項目 1 身近な地域のつながり、支え合いづくり

アンケート結果からは、近所付き合いをしている方が少なく、付き合いがない方ほど、他の様々な活動への参加もしていない結果となりました。

また、福祉懇談会からも近所付き合いが少なくなってきており、挨拶も少なくなってきているという声があった反面、学生などからは名寄市は人が温かいという声もいただいています。

誰もが安心して暮らせる地域をつくっていくためには、ご近所や町内会など暮らしに近い地域でのつながりが不可欠なため、これらの地域での様々な活動を展開していきます。

重点推進項目 2 世代・分野を超えた福祉のまちづくり

福祉懇談会では、子育て世代や学生、高齢の方まで幅広い世代から世代間交流の重要性が言われていました。

その反面、アンケート結果からは若い世代、特に50代以下の地域活動や福祉活動への参加が少ない結果となりました。

多岐にわたるニーズ・課題が混在する現在において、それらに対応していくためには、多様な世代の地域参加や分野を超えた連携が不可欠となっています。

そのため、幅広い世代を対象に、分野を超えた連携を元にした事業展開をしていきます。

重点推進項目 3 地域に根ざした福祉サービスの展開

地域福祉の推進を使命とする社協の介護保険事業所として、利用者が安心して豊かな生活を送ることができるよう、利用者主体のサービスの提供を徹底します。

また、社協の地域福祉事業や地域の関係機関との連携・協働により、利用者個人への支援から、地域全体の支援や地域づくりにつながる福祉サービス事業の展開をしていきます。

重点推進項目 4 地域福祉事業の更なる推進・強化を担える社協組織の確立

社協が使命とする地域福祉の推進役としての役割を果たすことができるよう、効果的な事業展開や法人運営強化、役職員の資質向上を図っていきます。

また、社会福祉法改正による社会福祉法人改革^{※1}においても、これまで培ってきた取り組みを継承しつつ、これまで以上に効果的な事業展開を行える法人体制を整えていきます。

※1 社会福祉法人改革：平成 28 年 4 月 1 日及び平成 29 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法改正による改革で、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るために社会福祉法人制度について経営組織の体制強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の在り方等について示されたものです。